

# 道路交通法一部改正

検査中



## 75歳以上の

令和4年5月13日施行

## 運転免許証更新手続きが変わります！

運転技能検査  
の新設

75歳以上で運転免許（普通自動車対応免許）を保有し、一定の違反歴のある方は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検しなければなりません。

（\*大特・小特・二輪・原付のみ保有の方は対象外）

検査の結果が、一定の基準に達しない場合、運転免許証の更新はできません。

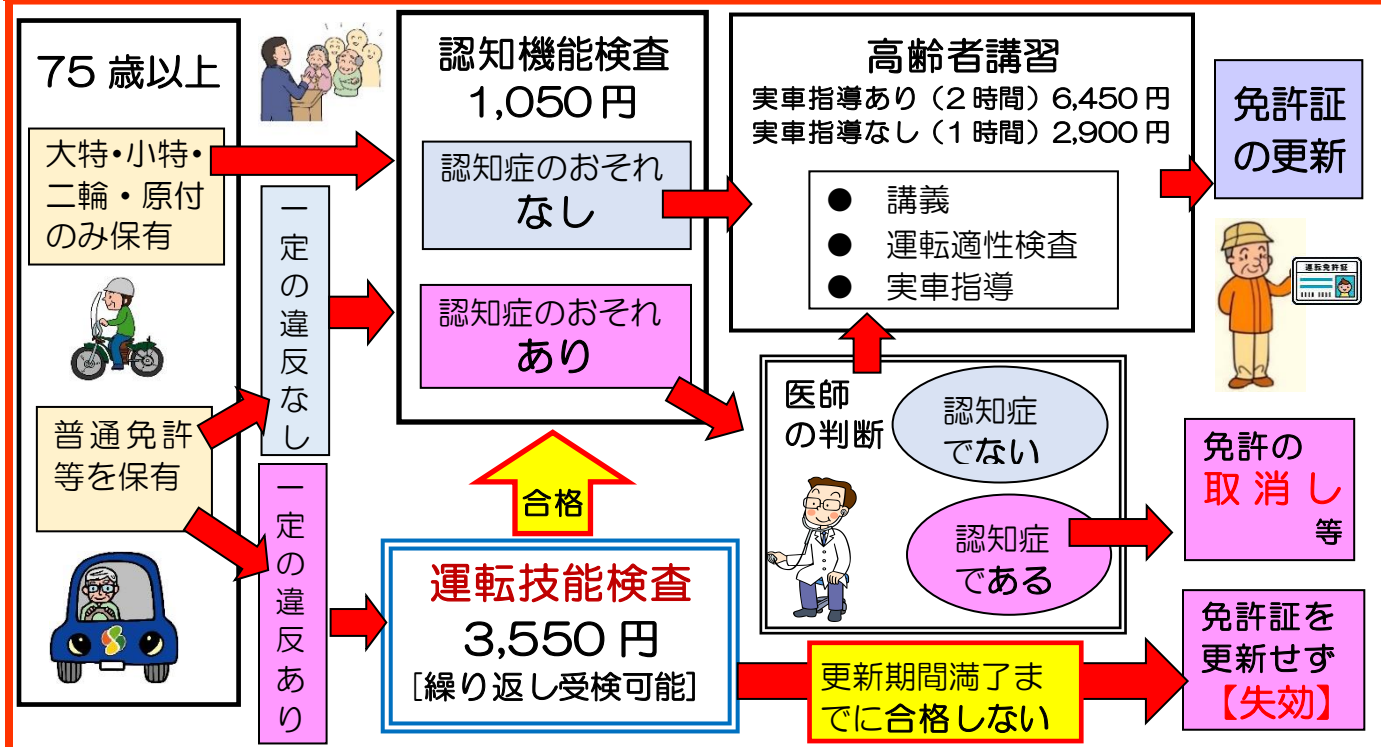
### 運転技能検査の対象となる違反

普通自動車等（大型・中型・準中型・普通自動車）を運転して行われた「信号無視」や「通行区分違反」等の下記の1本の違反行為が対象となります。

信号無視	通行区分違反	通行帯違反等	速度超過	横断等禁止違反	
交差点右左折方法違反等	交差点安全進行義務違反等	横断歩行者等妨害等	安全運転義務違反	携帯電話使用等	

\* 運転技能検査の対象となるのは、基準日から過去3年間に上記違反行為をした場合です。（基準日とは、運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日です。）

### 75歳以上の免許更新手続の流れ



# 認知機能検査と高齢者講習の主な改正点

- 認知機能検査の結果は「**認知症のおそれなし**」と「**認知症のおそれあり**」で判定されます。
- 認知機能検査の内容が**2項目**になります。
  - ① 見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える。
  - ② 年月日、曜日、時刻を答える。
- 高齢者講習は**2時間**講習に一元化されます。
  - \* 運転技能検査合格者や大特・小特・二輪・原付免許のみ保有している方は、実車指導がないため**1時間**講習になります。



## 診断書提出等による認知機能検査の免除!

- 75歳以上の運転免許を保有されている方で、更新期間が満了する日前**6月**以内に、以下の1から3に該当する方は**更新時の認知機能検査**が免除になります。

- 1 **新たに免種を追加される方**  
(例：普通免許を保有していて中型免許を新たに取得した場合等)
- 2 **臨時適性検査(医師の診断等)を受ける方**  
(例：基準に該当して臨時適性検査を受ける場合等)
- 3 **認知機能に関する診断書等を提出される方**  
(例：任意で医師の診断書を提出する場合等)



\* 「**認知症のおそれがある**」と診断されて定期的に診断書を提出されている方等が該当します。



特定失効者(所定の期間内に更新できずに失効した者)、特定取消処分者(病気等を理由とする取消しを受けた者)が運転免許を再取得する際、免許申請書を提出した日前**1年**以内に、上記1から3に該当する方は認知機能検査が免除になります。

## 診断書等の提出による検査の免除を受けるための要件

- 1 **診断書その他の書類の要件**  
認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する医師の意見や検査の結果が記載されたもの
- 2 **診断書等の作成・提出時期**  
運転免許証更新の際や特定失効者又は特定取消処分者が運転免許を再取得する際の認知機能検査等の受検期間と同期間内に作成され、提出されたもの
  - 免許更新予定者：更新期間が満了する**日前6月**以内
  - 特定失効者・特定取消処分者：免許申請書を提出した**日前1年**以内



## 臨時認知機能検査についても診断書等の提出により検査の免除が受けられます。

基準行為(信号無視等の18項目の違反)をした時に受検する臨時認知機能検査については、基準行為をした日の**3月前の日**以降に診断書等を提出した方は検査が免除になります。

【これまでから、基準行為をした日の3月前の日以降に、①認知機能検査等を受けた場合、②新たに免種を追加した場合、③臨時適性検査を受けた場合は、臨時認知機能検査が免除です。】

## サポートカー限定免許導入!

注意

- 申請により運転免許に対象車両を安全運転サポートカーに限定する等の条件を付与します。
- 申請者の年齢や申請時期に制限はありません。

- サポートカー限定の条件の解除には**限定解除審査**が必要です。
- サポートカー限定免許の方がサポートカー以外の車を運転した場合は違反です。

問い合わせ先：和歌山県警察本部運転免許課高齢運転者等支援室